

2020年度事業計画書

当検査協会は、JASマーク製品が一般消費者の商品の選択に資するとの観点から、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会定款に基づきJAS法等に係る関係諸事業を行っている。

2020年度においても認証登録事業及び受託依頼検査分析事業を中心に、次の通り実施する。

1. 認証登録事業

(1) 製造事業者認証等事業

登録認証機関として関係4品目（トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びににんじんジュース及びにんじんミックスジュース）に係る製造業者の新規認証業務及び認証事業者（工場）の確認審査（臨時確認審査及び無通告による確認審査を含む）の実施

(2) 講習会開催事業

認証事業者等の品質管理担当者等を対象とした専門講習会の開催

2. 受託依頼検査分析事業

(1) JAS格付検査

認証事業者（工場）から申請のあった、4品目に係るJAS規格適合検査

(2) 一般依頼検査

製造業者等（依頼者）から申請のあった、4品目のJAS規格に係る依頼検査に関する分析及び証明書の発行

3. JAS規格内外調査等事業

(1) 製品の品質・規格・表示、衛生対策及び分析技術等の改善のための情報収集

(2) JAS規格制度の普及・啓発及び食品表示基準の完全移行に向けた積極的な情報提供

(3) トマト加工品業公正取引協議会が行うトマト加工品の表示に関する公正競争規約に基づく試買検査会への協力

(4) 日本ソース業公正取引協議会が行うウスターソース類の食品表示基準等に基づく試買検査会への協力

(5) 全国食酢公正取引協議会が行う食酢の表示に関する公正競争規約に基づ

く 試買検査会への協力

4. J A S品の製造、分析技術等の指導事業

- (1) 製品の品質・規格・表示、分析技術等の技術的支援
- (2) 一般的衛生管理、品質管理技術の支援
- (3) 原料原産地表示を含む食品表示基準による J A S表示包装等の適切な切り替えに係る指導

5. H A C C Pシステムに係る技術等の支援

- (1) 認証事業者への H A C C Pシステムに基づく衛生管理の技術支援
- (2) H A C C P支援法による認定に係る（一社）日本ソース工業会及び（一社）全国清涼飲料連合会への審査員派遣等

6. 業務委託事業（食酢協会中央会）

H A C C P支援法における食酢製品の指定認定機関としての業務等

7. その他

- (1) 諸会議の開催及び出席
 - ① 定時評議員会及び理事会の開催等
 - ② 公平性委員会の開催等
 - ③ J A S協会等関係団体の諸会議への出席
- (2) J A S法に基づき登録認証機関として、農林水産省（（独法）農林水産消費安全技術センター）が行う審査への対応
- (3) ホームページの内容充実、メールの活用による情報の発信
- (4) 検査施設及び検査機器の整備
- (5) J A S認証登録事業に対する理解を深めていただくことを目的とした、理事・監事による J A S認証事業者（工場）の見学会の実施